

重大事態への対応マニュアル（論田小学校）

★ いじめ事案発生 ★

(1) 組織員の構成

① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：(校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学級担任，教育相談担当教員，養護教諭)

② 外部人材を加えた組織

調査組織の構成：(PTA 会長，スクールカウンセラー，学校医，中央警察生活安全課長，民生主任児童委員，中央子ども女性相談センター相談員)

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 徳島市教育委員会に報告する（学校または市教委のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

・ 公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。

・ 被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

・ ②または③のどちらが主体となるかを決定する。

② 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

③ 調査を行うための第三者組織

(スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者)

IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・ 調査前に被害児童・保護者に①から⑥を説明する。

・ 被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・ 加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

① 調査の目的・目標

② 調査主体

③ 調査時期・期間

④ 調査項目

⑤ 調査方法

⑥ 調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

・ いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)

・ 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

① 文書情報の整理

② アンケート調査の実施

③ 聞き取り調査の実施

④ 情報の整理

VI 調査結果を徳島市教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・ 被害児童に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。

・ 被害児童が不登校になっている場合は，学校生活の復帰に向けた支援活動を行う。

・ 再発防止策を検討する。

・ 報告書の取りまとめをする。